

純国産絹マーク管理規程の解釈運用について

令和7年3月31日付け令6年蚕第353号
一般財団法人大日本蚕糸会

- 1 家庭用品品質表示法に基づく「繊維製品品質表示規程」との整合性を図り、繊維製品品質表示規程第7条に規定する生糸以外の繊維の生糸全体に対する混用率が5パーセント以下のものは、純国産絹マーク管理規程（以下「規程」という。）第3条柱書きの「絹製品」と解するものとする。逆に、5パーセントを超えるものは、「絹製品」ではなく、純国産絹マークの表示の対象とはならない（純国産絹マーク特例管理規程の対象となる製品を除く。）。なお、繊維以外の素材の使用は、絹製品と認められる範囲内において認められるものとする。
- 2 絹製品の一部に国産生糸以外の生糸を使用する場合には、当該製品はその使用割合の如何を問わず、当該生糸部分が規程第3条1項1号の「国産の繭から繰糸した生糸」には該当しないため、純国産絹マークの表示対象とはならない。なお、当該製品の一部に純国産絹製品であるマークの許諾を受けた絹糸等を使用している場合は、製品の説明資料等において、その旨記載することができる。
- 3 絹製品の一部又は全部の野蚕糸を使用する場合であっても、原料とする野蚕が国産であれば、純国産絹マークの表示の対象となる。
- 4 規程第3条1項1号の白生地には、きものの表地になる白生地他にきものの裏地（胴裏、八掛、比翼地）、長襦袢地を含むものとする。
また、和装小物には、帯締、羽織紐、半衿、袱紗、風呂敷、禪等を含むものとする。
- 5 規程第3条1項2号の「服飾品」には、人が身に付けるストッキング、靴下、スカーフ、ショール、マフラー、サポーター、下着及び帽子等が含まれるものとする。
- 6 規程第3条1項3号の「寝具寝装品」には、ふとん、ふとんカバー、敷布、タオルケット、毛布、はんてん、枕カバー（100グラム以上）及び寝衣並びに寝具寝装品用等として消費者に販売される真綿が含まれるものとする。
- 7 生産履歴に蚕品種を明記する場合で複数の蚕品種の生糸を使用しているときは、使用した蚕品種名をすべて列記することとし、それぞれの蚕品種から繰糸した生糸の使用割合を当該蚕品種名の後に括弧書きで明示するものとする。
また、蚕品種ごとに繭生産者及び製糸業者名が異なる場合は、当該蚕品種ごとに列記するものとする。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、平成20年9月12日付け20絹業発第52号は廃止する。

附則

この改正は、令和8年2月26日から施行する。